



熊本県公報

号外 第 3 4 号

平成 29 年 10 月 10 日(火)

(毎週 火・金発行)

目次

登 載 依 頼

- 衆議院議員総選挙における選挙長の事務を行う場所…………… (選挙管理委員会) 1
- ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日…………… (〃) 1
- 選挙長及び選挙長職務代理人…………… (〃) 1
- 選挙分会長及び選挙分会長職務代理人…………… (〃) 2
- 審査分会長及び審査分会長職務代理人…………… (〃) 2
- 選挙会の場所及び日時…………… (〃) 2
- 選挙分会の場所及び日時…………… (〃) 3
- 審査分会の場所及び日時…………… (〃) 3
- 選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高限度額…………… (〃) 3
- 名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… (〃) 3
- 政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時…………… (〃) 4
- 小選挙区選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… (〃) 4
- 比例代表選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… (〃) 4
- 投票用紙の様式…………… (〃) 4
- 熊本県第 1 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… (熊本県第 1 区選挙長) 7
- 熊本県第 2 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… (熊本県第 2 区選挙長) 7
- 熊本県第 3 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… (熊本県第 3 区選挙長) 7
- 熊本県第 4 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… (熊本県第 4 区選挙長) 7
- 熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… (熊本県選挙分会長) 7

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 3 0 号

平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院議員総選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室（熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁本館 3 階）
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、ホテル熊本テルサ 3 階たい樹（熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 5 1 号）で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第 3 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 5 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会告示第 3 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

選挙区	選 挙 長		選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 区	熊本県熊本市中央区新大江一丁目 3 番 1 号	松永 榮治	熊本県上益城郡益城町惣領 1 5 6 5 番 4 号	川口 弘幸
第 2 区	熊本県上益城郡益城町惣領 1 5 6 5 番 4 号	川口 弘幸	熊本県熊本市東区山ノ内四丁目 1 番 3 0 号	内村 公春
第 3 区	熊本県熊本市東区山ノ内四丁目 1 番 3 0 号	内村 公春	熊本県熊本市中央区新大江一丁目 3 番 1 号	松永 榮治
第 4 区	熊本県熊本市南区白藤二丁目 3 番 8 1 号	坂口 眞理	熊本県熊本市中央区水前寺二丁目 2 5 番 2 号	間宮 将大

熊本県選挙管理委員会告示第 3 3 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 8 0 条第 2 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

熊本県選挙分会長		選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区新大江一丁目 3 番 1 号	松永 榮治	熊本県上益城郡益城町惣領 1 5 6 5 番 4 号	川口 弘幸

熊本県選挙管理委員会告示第 3 4 号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）第 2 7 条第 2 項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 2 2 号）第 1 5 条で準用する公職選挙法第 8 0 条第 2 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の最高裁判所裁判官国民審査において熊本県審査分会長及び審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

熊本県審査分会長		審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区新大江一丁目 3 番 1 号	松永 榮治	熊本県上益城郡益城町惣領 1 5 6 5 番 4 号	川口 弘幸

熊本県選挙管理委員会告示第 3 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 7 条第 1 項及び同法第 7 8 条の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

選挙区	場 所	日 時
第 1 区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階商工観光労働部会議室	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分
第 2 区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階商工観光労働部会議室	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 午後 1 時 4 5 分
第 3 区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階商工観光労働部会議室	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 午後 2 時 0 0 分
第 4 区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階商工観光労働部会議室	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 午後 2 時 1 5 分

熊本県選挙管理委員会告示第 3 6 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 7 条第 2 項及び同法第 7 8 条の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

場 所	日 時
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階商工観光労働部会議室	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 午後 1 時 1 5 分

熊本県選挙管理委員会告示第 3 7 号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）第 2 7 条第 1 項及び同条第 5 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

場 所	日 時
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 8 階商工観光労働部会議室	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 午後 1 時

熊本県選挙管理委員会告示第 3 8 号

平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に労働者に対する対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に使用する者のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 1 2, 0 0 0 円
 - ホ 弁当料 1 食につき 1, 0 0 0 円、1 日につき 3, 0 0 0 円
 - ヘ 茶菓料 1 日につき 5 0 0 円
- 選挙運動のために使用する労働者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 1 0, 0 0 0 円
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割
- 選挙運動のために使用する労働者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ 1 のイ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 1 0, 0 0 0 円
- 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 1 0, 0 0 0 円
 - ロ 専ら同法第 1 4 1 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 1 5, 0 0 0 円
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1 人 1 日につき 1 5, 0 0 0 円

熊本県選挙管理委員会告示第 3 9 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所における掲示及び投票所内の適当な箇所における掲示をする場合の掲示の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 午後 6 時

熊本県選挙管理委員会告示第 4 0 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 1 6 5 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 松 永 榮 治

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 午後 6 時 1 5 分

熊本県選挙管理委員会告示第 4 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 9 条第 6 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 松 永 榮 治

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 午後 6 時 3 0 分

熊本県選挙管理委員会告示第 4 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 9 条第 6 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 松 永 榮 治

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 午後 6 時

熊本県選挙管理委員会告示第 4 3 号

公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 5 条第 1 項及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）第 1 4 条第 3 項の規定に基づき平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 松 永 榮 治

1 小選挙区選出議員選挙

候補者氏名

Blank box for candidate names

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

注意

第四十八回衆議院
小選挙区選出議員選挙投票

熊本県選
挙管理委
員会之印

備考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、ピンク色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第1区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成29年10月2日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第1区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
熊本県第1区選挙長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第2区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成29年10月2日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第2区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
熊本県第2区選挙長 川 口 弘 幸

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時35分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第3区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成29年10月2日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第3区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
熊本県第3区選挙長 内 村 公 春

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時40分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第4区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成29年10月2日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第4区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
熊本県第4区選挙長 坂 口 眞 理

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時45分

衆議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成29年10月2日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成29年10月10日

衆議院比例代表選出議員選挙
熊本県選挙分会長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時55分